

第3章 計画の基本的な考え方

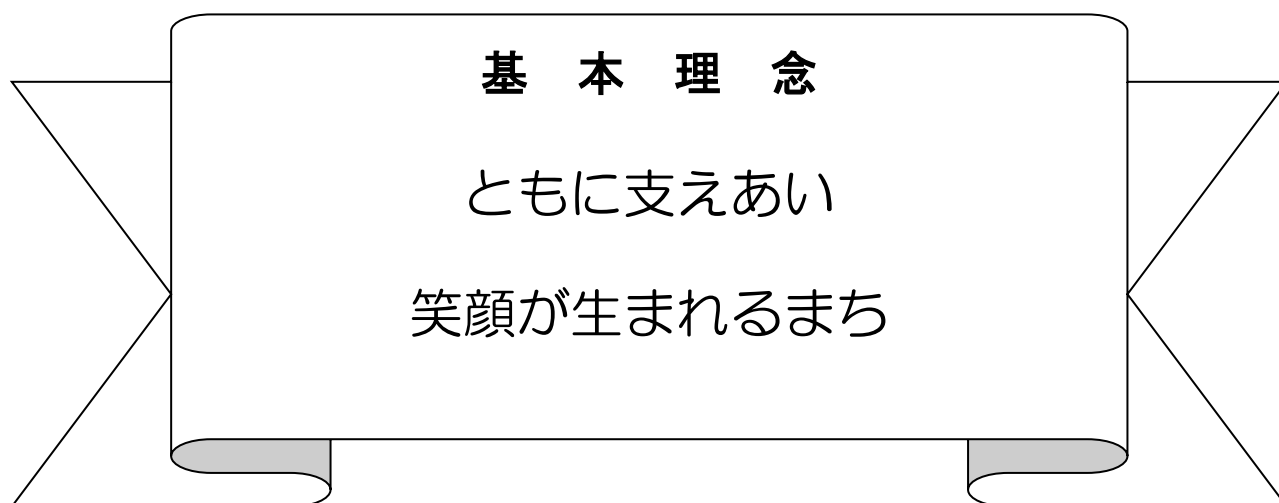
第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

第7期計画の上位計画である富里市総合計画では、高齢者分野について「健康で生きがいのある生活を支える高齢者福祉の充実」を掲げています。高齢化社会が進行するなかで、高齢者が長く健康で生きがいを持って生活ができるようにするための支援体制を整えることや、介護が必要となった高齢者等に対しては、適切な介護・高齢者福祉サービスの提供を行うことなど、それぞれのニーズに対応した高齢者福祉施策を行うためには、これまで構築を進めてきた地域包括ケアシステムをさらに深化させる必要があります。

また、高齢者自身がこれまでの経験や知識を活かし、元気にいきいきと地域コミュニティづくりに参画し、地域に貢献できる社会づくりを進めていくことが重要となります。

第7期計画においても、これまで推進してきた地域包括ケアシステムのさらなる充実を図り、地域の支えあいにより住み慣れた土地で安心して暮らすことができる充実した高齢者福祉施策の構築を目指して、次の基本理念を掲げて各種施策を推進していきます。



2 計画の基本指針

基本理念である「ともに支えあい 笑顔が生まれるまち」を実現し継続させるため、第7期計画で取り組むべき施策として、次の5つの基本指針を掲げ、各種事業に取り組みます。

(1) 介護

サービスを必要とする高齢者が、いつでも安心して必要なサービスを利用できるよう、利用者の視点に立ったサービス提供体制の確立を図ります。

介護保険サービスにおいては、質と量の確保等に努めるとともに、高齢者やその家族がスムーズにサービスを利用できるよう、提供体制を整えます。また、介護保険サービスが適正に利用されるよう介護給付の適正化に取り組みます。

さらに、地域包括支援センターの機能の強化を図り、高齢者やその家族等からの様々な相談を受け付けるとともに、介護・医療等の多職種による地域ケア会議を実施し、地域課題を把握して充実した介護保険事業の実施を図ります。

(2) 予防

高齢者は、これまでの人生により様々な知識や技能、経験を有しています。そうした高齢者とその子・孫世代など多くの世代が触れ合う機会を増やすことで、高齢者の知識や技術等の伝承による活力ある地域社会を創造することができます。

「仕事」「ボランティア」「趣味」等、生きがいを通じて元気に活動する高齢者を増やし、介護予防に関する施策の充実を図ります。

また、もし認知症になっても、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けられるよう、認知症の早期発見・早期対応に取り組み、関係機関の連携による認知症対策の推進を図ります。

(3) 医療

地域包括ケアシステムの構築のためには、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、限られた医療・介護資源を有効的に活用し、必要なサービスを継続的、かつ、一体的に受けられることが必要不可欠となっています。

今後、医療の必要性の高い要介護者が増加すると見込まれる中で、入院から在宅生活へ円滑に移行できる体制づくりと安心できる在宅療養を支えるためには、切れ目のない医療と介護の連携によるサービスの提供が重要になります。

そのため、医療・介護関係団体がそれぞれ協力し、一体的な医療・介護サービスを受けられる仕組みづくりを推進していきます。

(4) 住まい

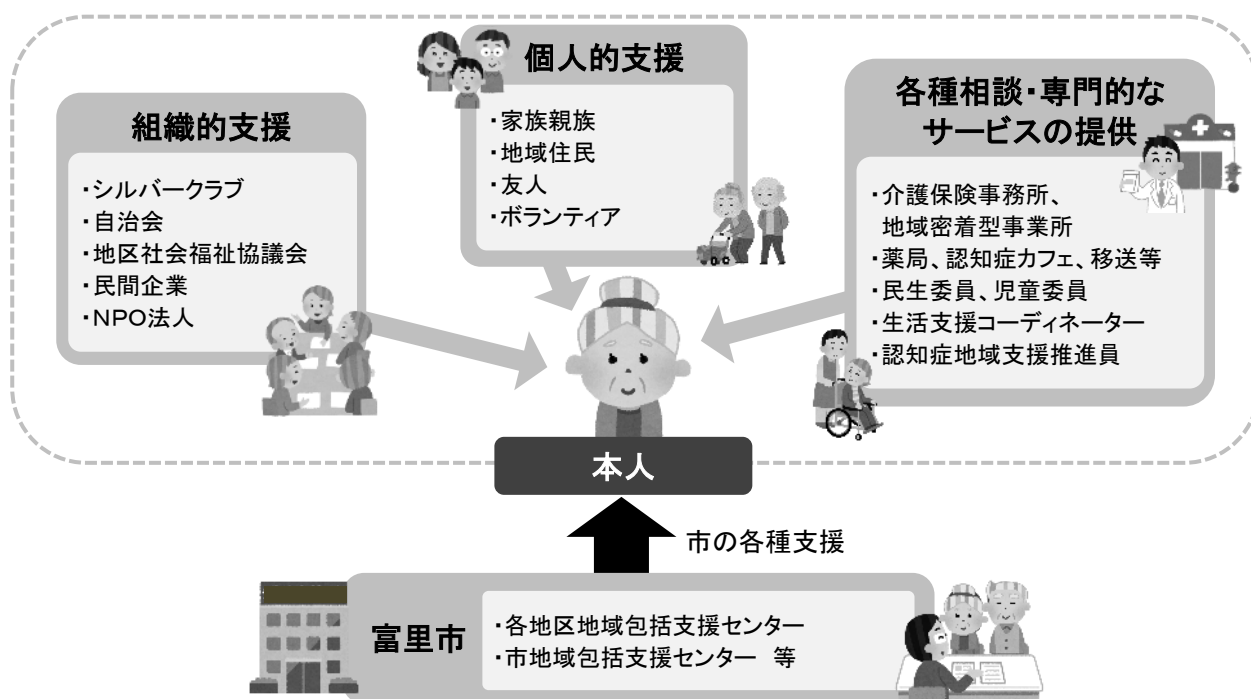
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、バリアフリー住宅の促進や、高齢者が暮らす住宅の改修支援等に加え、高齢者等からの高齢者住宅等への入居の相談に応じ、高齢者が安心して生活できる住環境の整備や住替え支援に努めます。

(5) 生活支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、自助、共助・互助、公助の視点から、市民・地域・行政による連携と協働が必要です。

生活支援を必要とする高齢者を支えるためには、友人や近隣住民、ボランティアの方々の主体的な取り組みや、民間企業やNPO法人等の力を借りることなど、様々な助け合いの関係を周りに広げて連携・協力を行える体制づくりが必要です。高齢者の多様な支援ニーズを踏まえつつ、サービスを必要とする高齢者に的確にサービスが提供される体制の整備に取り組んでいきます。

また、高齢者が尊厳を持って生活していくために、高齢者の権利擁護のための成年後見制度の普及や利用支援を行い、高齢者虐待の防止に努めるとともに、虐待の早期発見及び早期対応の体制のさらなる充実した構築に努めます。

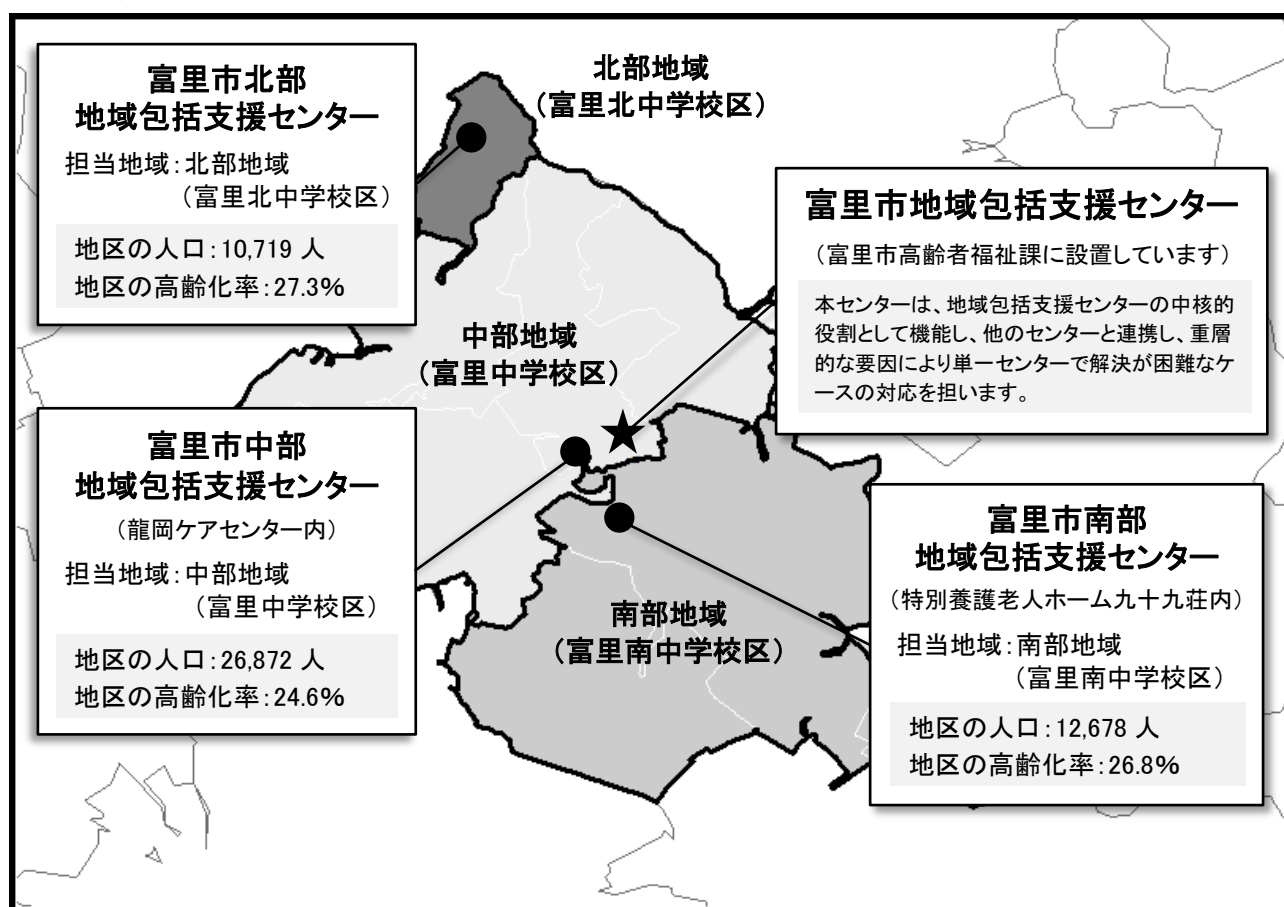


3 日常生活圏域の設定

本市の日常生活圏域は、中学校区を基本とした3圏域で設定しています。第7期計画においても、各圏域の特性を活かしつつ、バランスのとれた各種サービスの提供を図ります。

地域包括支援センターについては、平成29年度から委託型の地域包括支援センターとして新たに3か所（中学校区ごと）に設置され、これまでの市地域包括支援センターを基幹型の地域包括支援センターとして、合計4か所設置しています。

◇日常生活圏域



平成29年9月30日現在

資料:市民課

4 計画の点検・評価

第7期計画は、計画の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行い、計画の基本理念と基本指針の推進・達成を目指します。

◇計画の点検・評価（PDCA サイクル）

